

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度平野区喜連西四丁目における建設工事に伴う喜連西遺跡発掘調査報告書作成業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市文化財協会

3 随意契約理由

本業務は大阪市都市整備局による平野区喜連西四丁目における建設工事にかかる発掘調査の報告書作成である。報告の対象地は、一般財団法人大阪市文化財協会が令和5年度に発掘調査を実施した個所である。

こうした埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、可能な限りその保存が適切に行われるよう努める必要がある。

そのため文化庁においては、発掘調査は「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とし、「調査組織の質」や「発掘調査の質及び適正性」「調査組織及び調査の適切な監理」の確保を必須の要件としている。(平成20年3月31日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について(報告)』)

また、大阪府教育委員会からは、埋蔵文化財の発掘調査は「公的な発掘調査団体」が実施することを基本とする旨が通知されている。(「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」(以下、大阪府基準という))

契約相手方の一般財団法人大阪市文化財協会は、昭和54年に文化財の調査研究と保存、およびそれらの成果の公開・活用を通じて、広く学術・文化・教育の向上と発展に寄与することを目的として本市が設置した外郭団体である。設立以来、市内の埋蔵文化財発掘調査に従事し、年間5～10件程度の本市からの委託事業の発掘調査・報告書作成業務をおこない、多大な学術的な成果をあげるとともに、出土した遺物の保管等に当たってきた。

今回の報告書作成業務は、上記の各年度に実施してきた調査の成果をまとめ、整理・報告するものである。報告書作成は発掘調査と一連の業務であり、報告書の刊行をもって一事業の完了とすることができる。調査は一般財団法人大阪市文化財協会により実施されており、そのため同協会に委託することが、文化庁の求める調査報告の質や適正性の確保のために必要不可欠であるといえる。

これらのことから一般財団法人大阪市文化財協会は、当該事業を実施するにあたって安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する唯一の団体であるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号適用

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9169）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度平野区加美東二丁目における建設工事に伴う加美遺跡発掘調査報告書作成業務委託

2 契約の相手方

一般財団法人 大阪市文化財協会

3 随意契約理由

本業務は大阪市都市整備局による平野区加美東二丁目における建設工事にかかる発掘調査の報告書作成である。報告の対象地は、一般財団法人大阪市文化財協会が令和5年度に発掘調査を実施した個所である。

こうした埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、可能な限りその保存が適切に行われるよう努める必要がある。

そのため文化庁においては、発掘調査は「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とし、「調査組織の質」や「発掘調査の質及び適正性」「調査組織及び調査の適切な監理」の確保を必須の要件としている。(平成20年3月31日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について(報告)』)

また、大阪府教育委員会からは、埋蔵文化財の発掘調査は「公的な発掘調査団体」が実施することを基本とする旨が通知されている。(「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」(以下、大阪府基準という))

契約相手方の一般財団法人大阪市文化財協会は、昭和54年に文化財の調査研究と保存、およびそれらの成果の公開・活用を通じて、広く学術・文化・教育の向上と発展に寄与することを目的として本市が設置した外郭団体である。設立以来、市内の埋蔵文化財発掘調査に従事し、年間5～10件程度の本市からの委託事業の発掘調査・報告書作成業務をおこない、多大な学術的な成果をあげるとともに、出土した遺物の保管等にあたってきた。

今回の報告書作成業務は、上記の各年度に実施してきた調査の成果をまとめ、整理・報告するものである。報告書作成は発掘調査と一連の業務であり、報告書の刊行をもって一事業の完了とすることができる。調査は一般財団法人大阪市文化財協会により実施されており、そのため同協会に委託することが、文化庁の求める調査報告の質や適正性の確保のために必要不可欠であるといえる。

これらのことから一般財団法人大阪市文化財協会は、当該事業を実施するにあたって安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する唯一の団体であるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号適用

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9169）

随意契約理由書

1 案件名称

「たそがれコンサート 2024」 舞台音響・照明業務委託

2 契約の相手方

オフィス TOJIMA

3 随意契約理由

本業務は、大阪城音楽堂において実施される「たそがれコンサート 2024」の舞台において、音響装置を設置・操作するとともに、照明操作を行うものである。舞台音響・照明操作等を行う事業者が、大阪城音楽堂の指定管理者により指定されているため、上記事業者と特名随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

教育委員会事務局 生涯学習部 生涯学習担当（電話番号 06-6539-3347）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪府中央区法円坂一丁目における史跡難波宮跡附法円坂遺跡発掘調査業務委託

2 契約の相手方

公益財団法人大阪府文化財センター

3 随意契約理由

本業務は大阪府経済戦略局による史跡難波宮跡附法円坂遺跡における史跡整備に先立って遺構の分布等を把握するために実施する発掘調査である。

こうした埋蔵文化財は、国民共有の財産であるとともに、地域の歴史と文化を形成する歴史遺産として、後世に継承していくべきものであり、可能な限りその保存が適切に行われるよう努める必要がある。

そのため文化庁においては、発掘調査は「行政措置の一部として行われるもの」であり「可能な限り地方公共団体等が調査主体となって実施することが望ましい」とし、「調査組織の質」や「発掘調査の質及び適正性」「調査組織及び調査の適切な監理」の確保を必須の要件としている。（平成20年3月31日文化庁『今後の埋蔵文化財体制のあり方について（報告）』）

また、大阪府教育委員会からは、埋蔵文化財の発掘調査は「公的な発掘調査団体」が実施することを基本とする旨が通知されている。（「大阪府における開発事業等に伴う埋蔵文化財の取り扱い基準」（以下、大阪府基準という））

公的な団体とは地方公共団体によって設立された外郭団体を指し、これまで発掘調査を委託してきた一般財団法人大阪市文化財協会が本市の当該外郭団体であったが、今年度末に整理・解散が予定されている。そのため本案件のように発掘調査の後に次年度以降に報告書作成が予定される事業については受託することができない状態となっている。一方、発掘調査にかかわる公的団体として府の外郭団体である公益財団法人大阪府文化財センターがある。同センターは昭和47年より府下の文化財の調査研究と保存を行うことを目的として発足した団体で、府の指導により府内の広域事業や府の建築工事に伴う発掘調査に従事してきた。府市の外郭団体整理のなかでも同協会の行ってきた長期間の発掘調査については同センターが実施することとしている。同センターに委託することにより、同協会の業務を継承し、文化庁の求める調査の質や適正性を確保していくことができる。

これらのことから公益財団法人大阪府文化財センターは、当該事業を実施するにあたって安定的かつ効率的に実施することができるノウハウや体制を有する唯一の団体となるため、当該事業者と特名随意契約を締結するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号適用

5 担当部署

教育委員会事務局 総務部 文化財保護課（電話番号 06-6208-9169）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）警備機器にかかるセンサー設置変更業務委託（その3）

2 契約の相手方

国際セーフティー株式会社

3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）については、委託業者国際セーフティー株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
(電話番号 06-6208-9081)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託(令和元年度～令和4年度導入端末)

2 契約の相手方

株式会社大塚商会 LA関西営業部

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後のLAN回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式(グループ3, 4, 6, 7)長期借入」(契約相手方:NECキャピタルソリューション株式会社、FLCS株式会社、株式会社JECC)及び「校園ネットワーク業務システム用校園端末装置等(校長室等)長期借入」、「校務支援システム用学校端末装置等一式 長期借入」(契約相手方:NECキャピタルソリューション株式会社、富士通リース株式会社)により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記4者より機器の設置・設定業務を指定されている株式会社大塚商会LA関西営業部以外に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(G4)

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
ネットワーク基盤グループ(電話番号06-6115-7922)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度人事異動に伴う教育情報利用パソコン移設作業業務委託（令和4年度導入端末）

2 契約の相手方

リコージャパン株式会社 販売事業本部 関西MA事業部

3 随意契約理由

本業務は教育情報ネットワークで使用する教育情報利用パソコン、プリンタ並びにそれらを接続するケーブル等の人事異動に伴う移設後のLAN回線ケーブルの設置、ハードウェア等との接続及び設定調整作業を行うことを目的とする。

移設する端末については、「教育情報ネットワーク用学校端末装置一式（グループ2，5）長期借入」（契約相手方：リコーリース株式会社）により借入・端末保守契約を行っている端末であり、所有権は借入業者にある。そのため、借入業者が指定する業者以外には本業務の履行が不可能である。

したがって、前記業者より機器の設置・設定業務を指定されているリコージャパン株式会社以外に行えないため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（G4）

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター 給与・システム担当
ネットワーク基盤グループ（電話番号 06-6115-7922）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）警備機器にかかるセンサー設置変更業務委託（その4）

2 契約の相手方

国際セーフティー株式会社

3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）については、委託業者国際セーフティー株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
(電話番号 06-6208-9081)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）警備機器にかかるセンサー設置変更業務委託（その5）

2 契約の相手方

国際セーフティー株式会社

3 随意契約理由

大阪市立学校機械警備業務委託（6ブロック）については、委託業者国際セーフティー株式会社と令和4年9月1日から令和9年8月31日を履行期間として、機械警備業務委託契約を締結している。

学校からの要望及び校舎建替等の工事に伴い、機械警備にかかるセンサーの設置箇所等に変更の必要があり、センサーの設置変更業務を行う。

本件において、機械警備本業務と警備機器は密接な関係にあり、学校の安全性、保安面を保持することを考慮した場合、同一の学校で異なる警備会社と契約し設置することは不可能であるため、当該業者との随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課
(電話番号 06-6208-9081)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 美津島中学校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 加島小学校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 南百済小学校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度大阪市教育情報ネットワークにかかる校内LAN構成変更調査及び設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社 日立製作所関西支社

3 随意契約理由

学校でデジタル教科書やデジタル教材の利活用が本格化し、文部科学省のC B T（コンピュータ使用型調査）システムによる全国学力・学習状況調査など、大容量の通信が発生することが想定されることから、文部科学省は各自治体の状況に応じた通信ネットワーク環境の適正を判断することを目的として、令和4年度第2次補正予算を編成し、通信ネットワーク環境の評価に係る調査を補助対象とした。

本市において、令和4年度に上記補助制度を活用して調査を行った結果、現時点での通信量では学習環境に影響を与えることはないものの、LANの構成が数珠つなぎの構成であったことから、今後データ通信量が増加し負荷がかかる状況となる場合、一部の学校に通信速度の遅延による通信障害が発生する課題があることが判明した。

そのため、学習者用端末の環境を確実に確保していくためには、通信障害が発生する可能性のある端末台数が多い学校（児童生徒数400名以上）を対象に、LAN配線の改修を行うための校内LAN構成変更調査及び設計業務委託を実施する必要がある。

本業務委託は、大容量の通信に対応する校内LANの構成を適正化するために、校内LAN回線の調査及びLAN改修業務に必要な設計資料の作成を行うための業務であり、学校ごとに作成している構成管理資料を基に、LAN配線経路の調査方法等の構築を行ったうえで現場実地調査を行い、設計資料を作成する必要がある。

既存のネットワーク構成管理運用設計、システム運用フローおよびその品質管理など校内LAN設備の整備保守は、既に契約締結済の「大阪市教育情報ネットワークにかかるヘルプデスク及びネットワーク等構成管理業務委託（契約期間：令和3年8月18日～令和8年3月31日）」契約相手方である株式会社日立製作所関西支社が行っており、他者には知りえないものであるため、校内LAN回線の調査及びLAN改修業務に必要な設計資料の作成を行うことができるのは、上記業者のみが履行できるため、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号の規定により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号

5 担当部署

教育委員会事務局 学校運営支援センター
給与・システム担当（電話番号 06-6115-7919）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 十三小学校・十三中学校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 桜宮高等学校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度 滝川小学校不動産登記測量業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人 大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

本業務は、当局が所管する学校及びもと学校施設用地（以下「学校用地等」という。）において、用地境界確定及び登記図面作成等について、業務を発注するものである。

学校用地等の嘱託登記業務は、学校用地等が広範囲に及ぶことから関係する地権者が多く、履行にあたっては、調査、測量、境界確定、図面作成、登記申請等に必要となる高度で専門的な知識はもとより、その他の沿革調査により得られた情報などから公平な判断が必要となる。

また、市民の財産を守る観点からも迅速かつ適正で確実な履行体制を構築して業務遂行する必要がある。

官公署（国又は国の行政機関、地方公共団体等）による登記申請を、一般の登記申請とは区別して、「公共嘱託登記」と呼ばれており、公共嘱託登記事件は、その性質上、大量・集中的に発生することが想定され、その手続における精確性・迅速性いかんは、関係者はもとより国民や地域住民が望む公共事業の成果の速やかな安定性・確実性に少なからず影響を及ぼすものである。

このような公共嘱託登記の円滑な運営に寄与する目的で専門的知識、技能を有する土地家屋調査士及び土地家屋調査士法人の能力を結集・活用するために設けられたのが、公共嘱託登記土地家屋調査士協会の制度であり、昭和60年土地家屋調査士法の一部改正を受け、公共嘱託登記土地家屋調査士協会が、法務省を主務官庁として、全国の法務局又は地方法務局ごとに設立された。

大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会は、大阪府内にある唯一の公益社団法人の公共嘱託登記土地家屋調査士協会であり、発注者の要請に迅速かつ確実に履行することが可能である唯一の団体である。

以上のことから、上記法人に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当

5 担当部署

教育委員会事務局総務部施設整備課管財グループ

（電話番号 06-6208-9084）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度部活動の地域移行事業業務委託（東住吉区）（その2）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度部活動の地域移行事業業務委託（都島区）（その2）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度部活動の地域移行事業業務委託（西区）（その2）

2 契約相手方

スポーツデータバンク株式会社

3 随意契約理由

本事業は、部活動における教員の負担軽減を図るとともに、地域におけるスポーツ・文化活動の運営団体や指導者の確保策、費用負担の在り方などの課題等を整理・検証し、生徒にとって望ましい持続可能な部活動の実現を図るため、実践研究を行うものである。

実施にあたっては、地域人材を可能な限り確保する必要があるとともに、本市の「教育振興基本計画」や「部活動指針」、「中学校学習指導要領」の内容を熟知したうえで、効果的な生徒募集に資する企画の立案や、今後の本格実施に向けた効果的な検証方法の提案など、高い企画力が求められることから、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行った。

その結果、スポーツデータバンク株式会社は公募型プロポーザル選定委員会において総合的に優れた提案を行ったため、契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

教育委員会事務局 指導部 保健体育担当
(電話番号 06-6208-8172)